

2017年9月29日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

お客様各位

## 収益分配の基本方針の公表について

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（代表取締役社長 平木秀樹）は、このたび、投資信託の収益分配に関する基本的な考え方をまとめた「収益分配の基本方針」を公表いたしました。

この方針は、当社が2017年6月に改定いたしました「フィデューシャリー・デューティー行動計画」<sup>（注1）</sup>に基づき実施するものです。

当社は、収益分配に対する当社の考え方をお客様に分りやすくお伝えすることで、当社ファンドへのご理解を深めていただき、ファンドの購入をご検討される際の参考としていただけるよう、これからもお客様の目線にたった情報の発信を続けてまいります。

引き続き、当社のファンドをご愛顧賜わりたく宜しくお願い申し上げます。

（注1）「フィデューシャリー・デューティー行動計画」の発表について

[https://www.smtam.jp/file/31/PR2016\\_010.pdf](https://www.smtam.jp/file/31/PR2016_010.pdf)

（1）「フィデューシャリー・デューティー行動計画」の実施状況について

[https://www.smtam.jp/file/33/PR2017\\_002.pdf](https://www.smtam.jp/file/33/PR2017_002.pdf)

（2）「フィデューシャリー・デューティー行動計画」の改定について

[https://www.smtam.jp/file/34/PR2017\\_003.pdf](https://www.smtam.jp/file/34/PR2017_003.pdf)

## 収益分配の基本方針

### 「方針 1」

・当社は、分配金については決算期のファンドの収益（トータルリターン）をもとに支払います。その上で、お客様の様々な投資目的を考慮し、収益分配方針を定めます。

※ファンドにより当該決算期のファンド収益を超えて、ファンドに蓄積された過去の運用成果（分配原資）を加味した分配を行う場合があります。内訳は運用報告書に開示します。

### 「方針 2」

・ファンドの投資目的ならびにお客様のニーズに対応するべく、当社のファンドの分配方針を次の通り大きく3つに分類し、ファンドの運用状況、市況動向等をもとに適切に決定します。

お客様のニーズ	収益分配方針
つみたてなどの長期保有により、中長期的な資産の成長を狙いたい	複利効果による中長期的な資産の成長を目指すため分配金を抑制します。 <b>（資産成長型）</b>
定期的に一定の分配金を受け取りたい	運用で得た利子、配当等（以下、インカム収入）を中心に（注2）、定期的かつ安定的な収益分配を目指します。 <b>（安定分配型）</b>
運用の成果として得られた値上がり分は分配金として受け取りたい	決算ごとのインカム収入やキャピタル損益を考慮し（注2）、分配金を決定します。 <b>（実績分配型）</b>

（注2） 分配金はお客様が購入された時の基準価額の水準によっては、元本払戻金（特別分配金）となり、元本を取り崩すことになるため、その分だけお客様の個別元本は減ることになります。詳しくは、次ページのご参考をご覧ください。

### 「方針 3」

・当社はファンドの分配方針ならびに分配の仕組みについて、お客様にご理解いただけるようわかりやすい情報発信に努めます。以下はその取組の一例をご紹介します。

- ① 分配の仕組みについてご理解をすすめるために、ホームページ等を通じて解説の充実を図ります。  
「分配金って何だろう？」  
[https://www.smtam.jp/file/09/dividend\\_report.pdf](https://www.smtam.jp/file/09/dividend_report.pdf)
- ② ファンドごとの収益分配方針を明確にし、開示します。  
※収益分配方針ごとのファンド一覧はこちらをご覧ください。  
[https://www.smtam.jp/file/101/PR2020\\_003.pdf](https://www.smtam.jp/file/101/PR2020_003.pdf)
- ③ ファンド収益を超えた分配を行う場合には、そのことを予めお客様に開示するとともに、安定分配型ファンドにおいて分配金を見直す場合には、ホームページにて変更の理由等をわかりやすくご説明します。

以上

## 【ご参考】

### ● 収益分配金について、ご理解いただきたいこと

ファンドから受け取る収益分配金は、「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」に分かれることがあり、課税の有無や運用の効率性に影響を与えることがあります。

#### ● 普通分配金

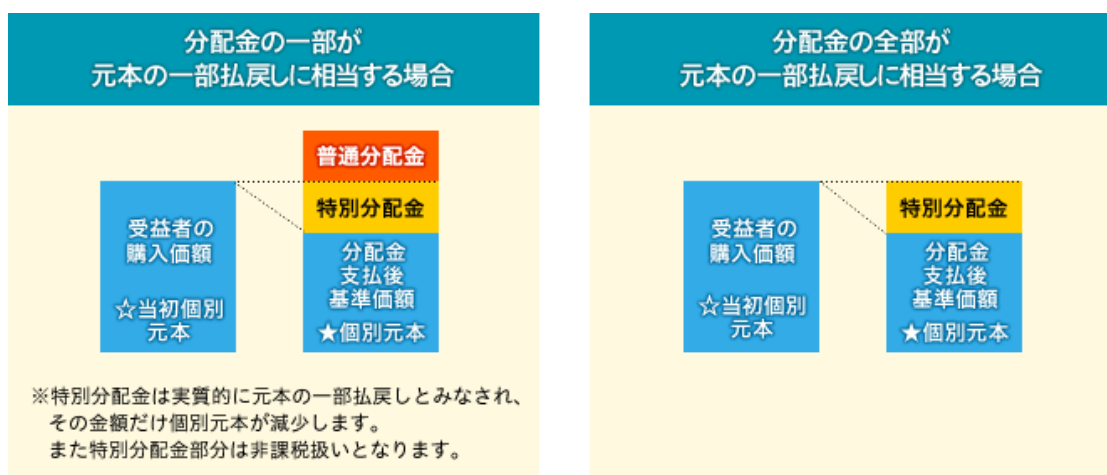
お客様毎の「個別元本」<sup>(注3)</sup>を上回った部分の分配金のことを指し、ファンドから得た収益※にあたりますので課税対象となります。

※分配金の水準は、必ずしもファンドの収益率（トータルリターン）を示すものではありません。

#### ● 元本払戻金（特別分配金）

お客様ごとの「個別元本」を下回った部分の分配金のことを指し、こちらは、実質的に投資元本の払戻しとみなされるため、課税されません。

元本払戻金が多いほど個別元本はその分減少するため、複利効果による中長期的な運用という点では、運用の効率性は低下します。



(注3) 個別元本とは

追加型投資信託を購入されたお客様ごとの購入価額※をいいます。

※ 申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。

また、個別元本は、複数に分けて購入された場合、購入時ごとの口数や購入価額をもとに平均されます。

個別元本は、お客様ごとに異なります。従って、同じ分配金額であっても、普通分配金だけか、特別分配金が含まれるか、特別分配金だけとなるかはお客様がいつファンドを購入されたかによって違います。また、分配金額が毎回一定であっても、ファンド決算時の基準価額の水準によっても内訳は異なることがあります。

### ➤ お客様ご自身の個別元本や収益分配金の中身を知るには・・・

ファンドから分配金が支払われた際に販売会社から届くお知らせに、お客様ごとの個別元本（分配金支払い前）や普通分配金、特別分配金の別、税金の額および税引き後の分配金が記載されていますので、毎回ご確認ください。